

横芝光町農業委員会 1 月第 9 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 1 月 6 日(金) 午後 4 時～午後 4 時 3 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 1 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加瀬淳一
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 3 議案第 2 号

令和 4 年度第 8 次農用地利用集積計画(案)の承認について

## 7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年1月第9回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	(佐藤町長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 6番 花澤委員、9番 鈴木委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林 主幹 を指名いたします。  日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見

について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年1月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

今回の5条の許可申請は、5件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

1件目と2件目は同一事業となります。

譲受人は貸別荘の運営などを行う会社の代表をしています。新型コロナウイルスの影響により長野県で営業を行っていましたが、外国人旅行客の利用回復を見込み、申請地に隣接する事務所を再び営業拠点とするため、申請地を購入し会社へ来客用駐車場として貸し出しをするほか、周辺住民にも利用していただく計画です。

申請地は、木戸 字 十三割の畑2筆、計394㎡です。

申請地①②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、光しおさい公園から西へ約250mの位置にあり、10ヘクタール以上の集団農地に属しているため、第1種農地に該当しますが、集落住民等が日常的に利用する駐車場の場合は、例外的に許可が見込まれます。

隣接土地所有者へは事業内容を説明済みであり、土地改良関係については、区域除外をすることで協議が済みであり、大根土地改良区から意見書を得ています。

整備内容は整地後、碎石を敷き均し、10台分の駐車区画を整備します。雑排水の発生はなく、雨水は、自然浸透での処理となります。

事業費は土地購入費及び整地関係費で、自己資金で賄う計画です。預金残高証明書により事業費以上の預金残高があるため、資金調達ができると見込みであることを確認しています。

工事期間は令和5年2月1日から3月31日までを予定しています。

3件目の申請地は横芝字大島の田413㎡で、現況は畑となっています。

譲受人は成田空港の移転対象区域内に居住していることから、その移転居住先として申請地を取得のうえ農地転用し、専用住宅1棟を建築しよ

うとするものです。

譲受人の親類が申請地を所有し、また、親類が隣に居住していることから、移転先として最適であると考えています。

申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、県営住宅大島団地から西へ約200mの位置にあります。

農地の種別は、10ヘクタール以上の集団農地に属し第1種農地に該当すると思われませんが、住宅の場合は、例外的に許可が見込まれます。

土地改良関係については、区域除外をすることで協議が済んでおり、両総土地改良区から意見書を得ています。

雑排水の放流については、道路側溝を経由し農業用排水路へ放流する計画です。町へは道路占用許可申請済みで、両総土地改良区からは農業用排水路への放流について同意を得ています。雨水は自然浸透での処理となります。

敷地には盛土等行わず、周囲の敷地境界にコンクリートブロックを積みみます。

事業費は土地購入費及び建築費などで、自己資金で賄う計画です。預金残高証明書により事業費以上の預金残高があるため、資金調達ができることを見込みであることを確認しています。

隣接農地所有者は、譲渡人のみです。

工事期間は令和5年3月21日から6月30日までを予定しています。

4件目の申請地は栗山字稔台地先で、事業区域の3,798.63㎡のうち農地は畑3筆、計2,797.69㎡です。

譲受人は、九州を地盤とするドラッグストアで、県内でも10店舗以上の店舗を営んでいます。商圈調査の結果、申請地が最適であると進出を予定し、転用を伴う賃借権設定をするものです。

申請地④と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、くりやま平和公園から西へ約200mの位置にあります。

都市計画の用途地域内にあることから第3種農地に該当し、原則として農地転用が見込まれます。

土地改良関係については、受益地ではなく、隣接農地所有者は、譲渡

人のみです。

雑排水の放流については、両総土地改良区と協議した結果、土地改良区からの排水同意は不要であるとのこと。雨水は道路側溝へ放流するため、町へ道路占用許可申請済みで、併せて宅地開発の事前協議を行っています。

整備内容は敷地を道路から約70cm高くし、道路から建物までの駐車場部分に勾配をつけます。敷地境界に擁壁とコンクリートブロックを積み、フェンス、ガードパイプで囲います。県道側には側溝を敷設し、雨水流出を防止します。

事業費は造成費、建築費などで、自己資金で賄う計画であり、預金残高証明書に事業費以上の預金残高があるため、資金調達ができる見込みであることを確認しています。

工事期間は令和5年3月10日から8月30日までを予定しています。

5件目の申請地は坂田字龍道の畑677㎡のうち、300㎡です。

これまでも、梅まつり会場または梅花鑑賞会場用地として一時転用の許可申請があり、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、開催期間短縮や中止が3年ほど続いている状況ですが、今回は梅まつり会場として開催する計画となっています。

坂田の梅林は出荷用のものですが、巨木が多く開花が始まると見事な光景が広がり、梅の産地であることも来場者に伝わり、開催期間中は梅の加工品販売も行われるなど、農業振興につながっています。

それでは、申請地⑤と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、銚子連絡道路に架かる坂田跨道橋の南、約50mの位置で、例年と同じ場所となります。申請地には仮設プレハブ倉庫1棟、仮設トイレが2台、簡易テントとキッチンカー等による仮設店舗7か所を設置する計画です。

農業振興地域整備計画の農用地区域にある農地ですが、町から農振計画上の支障はないとの回答を得ていること、一時転用であることから、例外として許可が見込まれます。また、これまでも原状回復を行っている実績から問題はないと考えられます。

隣接する農地所有者へ説明し同意を得ており、イベント期間終了後の

農地復元につきましても誓約書が提出されています。

汚水や雑排水はなく、雨水は敷地内での自然浸透処理としています。

仮設倉庫の移送、設置及び撤去費用につきましては、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに1件目と2件目の案件について、一括して、担当委員の説明を求めます。

5 番

5番伊藤です。本件は、地域住民などが利用するための農地転用であり、土地改良とも協議済みで、問題はありません。

議 長

説明が終わりましたので、1件目と2件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目と2件目の案件について一括して採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

11番

11番 伊藤です。

本件は、既存集落内での住宅用地としての転用で、土地改良とも協議済みで、問題はありません。

議 長

説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し3件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

12番

12番 秋葉です。

本件は、用途地域内での転用で、土地改良の受益地でもないため、問題はありません。

議長

説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し4件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて5件目の案件について審議を行いますが、本件は下高原委員がまちづくり観光協会の理事となられていることから、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、下高原委員には、本件への発言を禁止します。

それでは、5件目の案件について、私が担当委員となりますので、説明します。

本件は梅まつりのメイン会場として、一時転用をするものです。隣接農地の所有者などへ事業内容を説明済みで、農地復元も毎年行われていますので、問題はありません。

議長

説明が終わりましたので、5件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑無いようですので、質疑を終了し、5件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

下高原委員の発言禁止を解きます。

議 長

日程第3 議案第2号 令和4年度 第8次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 令和4年度第8次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和4年度第8次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和5年1月6日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、中間管理機構設定が2件、再設定が4件の合計6件です。

中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定で、期間は10年間です。

利用権を設定する農地ですが、

中間管理機構設定1件目は篠本 字 古新田の田2筆、計831㎡です。

中間管理機構設定2件目は篠本 字 上五町の畑1筆、998㎡です。

続いて再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定です。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、栗山 字 向ミコロタ、字 奥竈の田4筆、計4,286㎡、期間は10年間です。

再設定2件目は、北清水 字 西ノ里の畑1筆、1,569㎡、期間は10年間です。

再設定3件目は、目篠 字 鉢田の畑1筆、1,510㎡、期間は10年間です。

再設定4件目は、坂田 字 道龍の田1筆、1,031㎡、期間は3年間



<p>議 長</p>	<p>です。</p> <p>なお、本計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、議案第2号の説明とさせていただきます。</p> <p>ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。</p> <p>はじめに中間管理機構設定の案件について、質疑を許します。 質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了し、中間管理機構設定について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって中間管理機構設定の案件については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて再設定の案件について、質疑を許します。 (質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって再設定の案件は、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。 慎重審議ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上をもちまして、令和5年1月第9回農業委員会定例総会を閉会します。</p>